

(別紙5) 輸出事業者証明の届出手続き等について

1 届出方法

申請者は、届出書類を事務規程第2条第3号の地方支分部局のいずれかに送付又は持参することとする。ただし、地方農政局長等が届出方法を別に指定した場合は、この限りでない。

なお、申請者が郵送での証明書の受領を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

2 届出書類

申請者は、次の届出に当たっては、それぞれの項に定める書類を地方農政局長等に提出するものとする。

(1) 新規の届出

ア 様式1-1の輸出事業者届出書(新規)

イ 様式2の輸出事業者証明書(事業者名及び所在地を英語で記入したもの。)

ウ オマーン国向けは平成23年3月27日以降、バーレーン王国向けは平成23年3月14日以降に生産・加工された食品等に関して発行された輸出実績を確認できる次の書類。

(ア) 輸出した食品等に関するインボイス(送り状)の写し1件以上

(イ) (ア)の書類に記載されている品目に関する次の検査機関が発行する放射性物質検査報告書の写し

a 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第33条に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関

b 国際試験所認定協力機構(ILAC)多国間承認取決に署名している認定機関から、放射能測定に係るISO/IEC17025の認定を受けている検査機関

c 行政機関に属する検査機関

(ウ) (ア)の書類に関する関税申告書(Customs Declaration)に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写し

エ 香港向けに食品等を輸出する場合にあつては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の遵守の状況及び香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることが確認できる次の書類並びに実際に事業者の存在を確認できる書類

(ア) 様式1-4の誓約書

(イ) 輸出しようとする食品等が我が国で一般的に流通しうるものが客観的に確認できる書類(売買契約書、納品書、商品ラベルの写真、別記様式2の輸出される食品等に関する確認書等)の写し

(ウ) 輸出しようとする食品等の放射性物質検査証明書、又は放射性物質検査証明書が申請中であることが確認できる資料(システムログ等)の写し

(エ) 実際に事業者の存在を確認できる書類(ただし、輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更が無い

場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可)

- ①法人格を有する者は、過去6ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
- ②任意団体は、定款等の規約及び会員名簿等
- ③個人は、本人確認書類として、写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し又は写真が付されていない書類の場合は、公的機関発行の氏名及び住所が確認できるもの（健康保険証、納税証明書等）2種類の写し

(2) 継続の届出

- ア 様式1-2の輸出事業者届出書（継続）
- イ 様式2の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）
- ウ 過去1年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し
- エ 輸出実績を確認できる次の（ア）及び（イ）の書類
 - （ア）ウの証明書の交付以降、輸出した食品等に関するインボイス（送り状）の写し1件
 - （イ）（ア）の書類に関して発行された関税申告書（Customs Declaration）に税関の関税納付スタンプが押印されたものの写し
- オ 香港向けに食品等を輸出する場合にあっては、様式1-4の誓約書及び実際に事業者の存在を確認できる書類（輸出証明書発行システムの使用に当たり、既に当該書類を提出している者で、提出内容に変更がない場合は、当該システムの利用誓約書兼申請書の写しでも可）

なお、本号の書類を提出できない場合は、継続申請はできないものとする。
- カ 香港向けの輸出事業者証明書の継続については、有効期限の1か月前より継続の届出を受け付ける。この場合、継続する輸出事業者証明書の有効期限は、現に受けている証明書の有効期限から1年を経過した日とする。

(3) 変更の届出

- ア 様式1-3の輸出事業者届出書（変更）
- イ 様式2の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）
- ウ 過去一年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し

3 留意事項

輸出事業者証明書の発行は、事前通告なしに遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

(様式1-1) [別紙5関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (新規)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 印
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 印

担当者氏名
電話番号
E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領 (平成27年1月30日付け26食産第3838号) 1 (3) に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (新規)

確認項目		記入欄 (記入言語)
1	事業者名	(英語)
	所在地	(英語)
2	具体的な商品名	(日本語)
3	出港日	(日本語)
4	検査結果 (検出限界等)	(日本語)
	検体採取日	(日本語)
	検査日	(日本語)
	検査機関名	(日本語)
	報告書番号	(日本語)

(様式1-2) [別紙5 関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (継続)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 印
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 印

担当者氏名
電話番号
E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領(平成27年1月30日付け26食産第3838号)1(3)に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (継続)

確認項目	記入欄 (記入言語)
1 事業者名	(英語)
所在地	(英語)

(様式1-3) [別紙5 関連]

平成 年 月 日

輸出事業者届出書 (変更)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 (上記代理人) ⑩
事業者名
所在地
役職・氏名 ⑩

担当者氏名
電話番号
E-mail

平成〇年〇月〇日付けで事業者名 (又は所在地) を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (変更)

変更項目		新	旧
1	事業者名	(日本語)	(日本語)
		(英語)	(英語)
1	所在地	(日本語)	(日本語)
		(英語)	(英語)

(様式1-4) [別紙5 関連]

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿
〔 関東農政局長 〕

住所

氏名

印

〔 法人にあつてはその所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

誓約書

私（当社）は、香港向け輸出事業者証明書発行の申請に当たり、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領（平成27年1月30日付け26食産第3838号食料産業局長通知）等を理解し、我が国及び香港における日本産農林水産物・食品の放射線防護に係る関係法令、我が国における原産地表示に係る関係法令、日本から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）、香港における公衆衛生及び市政条例等）の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと及び過去3年間香港の関係法令を違反した輸出を行っていないこと、並びに今後も当該関係法令を遵守することを誓約します。

また、私（当社）が香港向けに輸出しようとする食品等は、我が国で一般的に販売しうる食品等であることを誓約します。

この誓約書に反した場合、又は本要領に基づく手続において不正を行った場合には、速やかに農林水産省に詳細を報告し、当該行為が判明した時点での輸出事業者証明書の取消し及び返還を了解するとともに、以後3年間、私（当社）に対して本要領に基づく香港向け輸出事業者証明書の発行が行われないことを了解します。

(様式2) [別紙5 関連 (オマーン国)]

Certificate of the Exporter to the Sultanate of Oman

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of the Sultanate of Oman regarding the levels of radionuclides in food products and that all the products exported to the Sultanate of Oman by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as generic radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future.

1 . Company name :

2 . Address :

Date of Issue : _____

Expiration Date : _____

SIGNATURE : _____

(様式2) [別紙5 関連 (バーレーン王国)]

Certificate of the Exporter to the Kingdom of Bahrain

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of the Kingdom of Bahrain regarding the levels of radionuclides in food products and that all the products exported to the Kingdom of Bahrain by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as generic radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any in compliance of the company be found in the future.

1. Company name :

2. Address :

Date of Issue : _____

Expiration Date : _____

SIGNATURE : _____

(様式2) [別紙5 関連 (香港)]



Certificate of the Exporter to Hong Kong

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of Hong Kong import control measures on Japanese food with regard to radiological protection and that all the products exported to Hong Kong by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future. The Japanese authorities would notify the Hong Kong authorities should the certificate become invalid.

1. Company Name :

2. Address :

Declaration Number : _____

Consignment Code of Attached Certificate
on radiation levels in food for export to Hong Kong
: _____

Date of Issue : _____

Expiration Date : _____

Signature : _____